

令和４年笠間市農業委員会第１０回定例総会

〔令和４年１０月２８日〕

- 日程第１ 議事録署名人の指名
 - 日程第２ 会期の決定
 - 日程第３ 報告第１号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
 - 日程第４ 報告第２号 農地法第18条第６項の規定による通知について
 - 日程第５ 報告第３号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
 - 日程第６ 報告第４号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
 - 日程第７ 報告第５号 農地法第３条第１項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程第８ 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について
 - 日程第９ 議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請について
 - 日程第10 議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請について
 - 日程第11 議案第４号 農地法第３条買受適格証明願について
 - 日程第12 議案第５号 非農地証明願について
 - 日程第13 議案第６号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項による農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第14 議案第７号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
 - 日程第15 議案第８号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第１ 議事録署名人の指名
- 日程第２ 会期の決定
- 日程第３ 報告第１号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
- 日程第４ 報告第２号 農地法第18条第６項の規定による通知について
- 日程第５ 報告第３号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
- 日程第６ 報告第４号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
- 日程第７ 報告第５号 農地法第３条第１項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
- 日程第８ 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について

- 日程第9 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第4号 農地法第3条買受適格証明願について
- 日程第12 議案第5号 非農地証明願について
- 日程第13 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第14 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
- 日程第15 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

出席委員

1番	埴 博 光 君	11番	鶴 田 英 樹 君
2番	高 野 尚 夫 君	12番	長谷川 隆 君
3番	青 木 勝 照 君	13番	山 口 忠 栄 君
4番	石 川 馨 君	14番	小 沼 祐 君
6番	柳 橋 泰 君	15番	込 山 祐 一 君
7番	入 江 保 夫 君	16番	大 橋 正 義 君
8番	長谷川 愛 子 君	17番	佐 藤 清 章 君
9番	國 谷 博 隆 君	18番	田 山 悦 子 君
10番	菅 井 亘 君	19番	永 田 良 夫 君

欠席委員

5番 伊 藤 孝 洋 君

出席説明員

農業委員会事務局長	福 嶋 猛 君
農業委員会事務局長補佐	菅 谷 清 二 君
農業委員会事務局係長	廣 瀬 美和子 君

午後 1 時 3 5 分開会

開会の宣告

○議長（永田良夫君） ただいまより令和 4 年第10回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員18名、よって、笠間市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第 1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第 2 項の規定により15番込山祐一委員、並びに16番大橋正義委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

報告第 1 号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第 3、報告第 1 号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の 1 について、議席番号 6 番、12番委員より報告願います。

○6 番（柳橋 泰君） 番号 1 につきまして、調査の結果を説明いたします。

10月21日、調査委員 2 名により、市役所都市建設部管理課担当者の立会いの上、現地を調査してきました。

申請地は、国道355号線岩間バイパスと旧355号線の合流点から100メートル北にある丁字路を左に進み、150メートルほどのところでは、

現場の状況ですが、市道の下にコルゲート管が敷設され、水路が横断する構造になっています。ダンプの通行に耐えられるよう、老朽化したコルゲート管をコンクリート製の管

渠に置き換える工事を行うことに伴い、道幅の関係で隣接水田の一部に仮設道路を設置する必要があります、そのために一時転用するということです。工期は令和5年3月31日までです。

土地改良区の同意書、農業振興地域整備計画に係る市の承諾書が添付され、関係部署との協議を経ており、本案件は、農地法施行規則第53条第1項第5号に規定する地方公共団体がその設置する道路、河川、水路等の敷地に供するため、その区域内にある農地または採草放牧地につき第1号の権利を取得する場合に該当する制限除外に間違いありません。

以上、報告いたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第1号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第4、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、3ページから10ページになります。

番号1、2、4ページの番号3につきましては、土地改良事業を実施する上で農地中間管理権を設定するため、合意を解約するものです。

番号4は、体調不良のため合意を解約するものです。

5ページになります。

番号5は、人手不足のため合意を解約するものです。

番号6は、規模縮小のため合意を解約するものです。

6から7ページにつきましては、番号6の続きとなります。

なお、7ページの上段の筆につきましては、議案書28ページ、議案第8号の番号2で、農用地利用配分計画案の意見聴取が出されております。

8ページを御覧ください。

番号7は、中間管理権を設定するため、合意を解約するものです。

番号8、9ページの番号9は、規模縮小のため合意を解約するものです。

番号10は、担い手の死亡により合意を解約するものです。

10ページを御覧ください。

番号11は、鉄塔を建設したことから、その鉄塔敷地の面積を除外するため、合意を解約

するものです。この面積以外の農地につきましては、議案書28ページ、議案第8号の番号1で、農用地利用配分計画案の意見聴取が出されております。

番号12は、売買のため合意を解約するものです。この件につきましては、議案書14ページ、議案第1号の番号3で、農地法第3条の規定による許可申請が出されております。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第5、報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、11ページになります。

番号1は、水戸地方裁判所から令和4年9月6日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和4年9月16日金曜日午後4時から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、JR友部駅北口から県道杉崎友部線を西側に進み、南友部の交差点を直進し、約200メートル進んだ左側のJR水戸線沿いの土地となります。現地の状況ですが、荒廃が進んでいる畑であったことから、水戸地方裁判所へは9月21日付で農地と報告いたしました。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第6、報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の1、2について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○8番（長谷川愛子君） 番号1、2につきまして、調査の結果を報告いたします。

10月24日、指名調査委員と現地を調査してまいりました。届出人とは、電話にて確認を

しております。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

届出理由は、畑の転換です。届出地は水はけが悪く、農機具で農作業ができない状態のため、盛土をして利用をしたいということです。この改良によって周辺に及ぼす影響ではありますが、水路、農道等には一切手を加えないため、周辺農地へ及ぼす影響はありません。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、御報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

○3番（青木勝照君） 調査番号3番につきまして、調査結果を報告いたします。

10月22日、指名調査委員と届出人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線を石岡方面に向かい、平地内の押しボタン信号の手前の丁字路を左折し、福島地区に向かって100メートルくらい行った右側の土地です。届出事由は、田畑転換です。

なお、この土地は、平成29年8月に農地改良の許可を受け、盛土改良を行いましたが、用土不足のため途中で中止になってしまったために、再申請したものです。

埋立て用の土は公共工事土で、笠間市発注の道路改良舗装工事の発生土です。盛土の計画高は40センチメートルです。付近の農地への影響はありません。

埋立て後の作付計画は、自家用野菜の栽培です。埋立て農地面積は579平方メートルで、埋立て方法は直接埋土です。

以上の結果から、農地改良をすることは問題ないと判断いたします。以上、ご報告いたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第5号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（永田良夫君） 日程第7、報告第5号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第5号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、13ページになります。

番号1から3の所在、所有者、権利の内容等は、議案書に記載のとおりです。

申請理由は、所有する農地を公益社団法人茨城県農林振興公社の農地中間管理機構の特

例事業の用に資するもので、この届出で農林振興公社へ所有権を移転するものであります。この件につきましては、議案書14ページ、議案第1号の番号1で、農地法第3条の規定による許可申請が出されております。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第5号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを終わります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号5番、10番委員より調査報告をお願いします。

○10番（菅井 亘君） 番号1について、調査しました結果を報告いたします。

10月21日、調査委員、申請人、代理人については農地中間管理機構の代理人ですが、電話にて現場から確認を取っております。申請地、申請人は、議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、才木交差点から北に約1.5キロメートル入り、涸沼川を渡りまして、左折して約300メートルぐらい行ったところでございます。今回、田が3筆、畑が2筆あります。

譲受人は専業農家で、現在ハウス等で花の栽培等も行っております。農業経営拡大を図るためであります。農機具等も取りそろえてあります。従事者は家族であります。臨時雇用者も数名おります。事業経営等については、計画書に詳細に記載されて提出されております。

以上、許可相当と判断いたします。よろしく審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2について、議席番号7番、16番委員より調査報告をお願いします。

○7番（入江保夫君） 2番について、御報告いたします。

10月20日、指名調査委員全員、推進委員が現地確認を行いました。申請代理人は、急遽、別件の所用があり立会いができないため、電話でやり取りを行いました。届出場所、譲受人、譲渡人は、原案書のとおりです。

現地場所は、国道50号を桜川市から笠間方面へ進行し、稲田石材団地信号を右折した水田地帯の中にあります。申請事由は耕作地の所有権取得で、譲渡人が死亡したことにより、その相続人が相続放棄をした結果、地域の担い手が購入するということです。

今回、圃場は3筆あり、1筆は稲作が作付しておりますが、2筆については遊休農地となっております。この3筆とも、茨城県が事業主体として施行する県営石井来栖稲田土地改良事業対象区域となっており、事業完了後は譲受人が稲作を行うこととしています。

なお、譲受人は稲作主体の経営で、稲作作業に必要な機械、施設等は完備されていることから、特段の問題はないと判断されます。

以上が現地確認の内容です。御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3について、議席番号6番、12番委員より調査報告をお願いします。

○6番（柳橋 泰君） 番号3につきまして、調査の結果を説明いたします。

10月21日に、調査委員2名により、譲渡人の代理人を兼ねた譲受人の立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、市役所岩間支所前の道路を北に500メートルほど行ったところの右側の畑です。譲受人の申請事由は、譲渡人から売買の相談があり、自宅近くでもあるので、譲り受けることにしたというものです。譲渡人の申請事由は、今後も耕作困難なためというものです。申請地は、現在、利用権を設定して、譲受人が主に栗を栽培しており、所有権移転後も引き続き栗を栽培する計画です。

この申請については、耕作を目的とした売買による所有権移転であり、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明させていただきます。

番号の1から3につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第1号、番号1について審議いたします。

審議が終了するまでの間、1番 博光委員、退場をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後1時56分休憩

午後1時56分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号、番号1について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号の番号1は、原案どおり決定されました。

それでは、1番 堀 博光委員、入場しますので、暫時休憩といたします。

午後1時57分休憩

午後1時57分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く2件について審議いたします。
お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く2件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く2件について、原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○1番（堀 博光君） 番号1につきまして、調査の結果を報告いたします。

10月21日、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

場所は、国道50号線寺崎交差点の信号を北に3キロほど入った左側のところでした。転用理由の詳細ですが、申請人の父が20年ほど前に申請地に杉苗を植え、山林として管理してきました。申請人は、平成27年5月9日に相続しましたが、病弱な上、農業の経験もなく、再び畑に戻して耕作することは不可能なので、このまま山林として管理していくことにしたいということです。

隣接地への影響ですが、東側は原野、南側は雑種地、西側畑、北側は公道で、特に問題はないと見てきました。無断転用ということで、始末書が添付されております。そのほか関係書類につきましても完備されており、問題ないと見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2について、議席番号17番、18番委員より調査報告をお願いします。

○17番（佐藤清章君） 番号2について、調査結果を説明いたします。

10月22日に、指名調査委員2名と申請人立会いで、現地を調査してまいりました。

申請地は、県立中央病院入り口より東へ400メートルほど進み、一つ目の信号の先100メートルのところを左折して、100メートルほど進んだ右側でございます。申請人理由は、母親が住んでいる敷地に、亡き祖父が建てた隠居所で妻と子4人で生活していましたが、手狭なため、相続した申請地の一部に自己住宅を建てたいとしております。計画面積は481.13平米でございます。

隣接地への影響は、東側、南側が休耕中の畑、西側が公道、北側が宅地となっており、なお、東側、南側の畑は申請者の所有地でございます。隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水については公共水道、汚水、雑排水は公共下水道、雨水は敷地内浸透処理でございます。

なお、今回の申請地の一部が隠居所への進入路として50年近く使用していたため、始末書も併せて添付されております。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、立地基準である農地区分について御説明いたします。

番号の1、2につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第10、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○8番（長谷川愛子君） 番号1につきまして、調査の報告をさせていただきます。

10月24日、指名調査委員と現地を調査してまいりました。譲受人、渡人は、電話にて確認をいたしました。申請人、申請地、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、石井交差点を右斜め道路を進みまして、200メートルくらいの左側となっております。譲受人の申請理由は、現在市外に住んでおりますが、将来を見据え、自己用住宅の購入を決めました。土地は、義理のお父様から、所有の申請地を無償で貸していただけるということでございます。権利移転の内容は使用貸借、資金面から見ても実現性が認められます。

東、南側は作物に影響はなし、西側は道路、北側が宅地となっております。給水は市の上水道、排水につきましては合併浄化槽、盛土の予定はございません。そのほか関係書類につきましても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○1番（塙 博光君） 番号2につきまして、調査の結果を報告いたします。

10月21日、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。代理人とは、遠方のため電話にて確認をいたしました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。権利の移転内容は賃貸借です。

申請地の場所ですが、国道50号線石井信号を宇都宮方面へ3キロほど行った右側のところでした。転用の詳細ですが、譲受人は申請地北側の太陽光発電所への進入路確保のため、またメンテナンス時の作業スペース、駐車場を確保するため、譲渡人は農地として活用していないので貸すことにしたとのことです。

隣接状況ですが、東側は畑、南側は住宅、西側は道路、北側は太陽光発電所ということで、周囲への影響はありません。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、立地基準である農地区分について御説明いたします。

番号の１、２につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第３号は原案どおり決定されました。

議案第４号 農地法第３条買受適格証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第11、議案第４号 農地法第３条買受適格証明願についてを議題といたします。

番号の１について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○18番（田山悦子君） 番号１につきまして、調査の結果を御報告いたします。

本件は、公売参加のための買受適格証明願でございます。

10月20日に、指名調査委員２名と願出人立会いの下、現地を調査してまいりました。願出人、所在地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

所在地は、笠間市中央公園の西側に隣接する荒廃した栗畑です。願出人の現在の農地の利用状況は、田畑合わせて9,891平米で、農業従事者は世帯員４名としております。所有農機具につきましては、トラクター、耕運機、田植機が各１台、小型貨物自動車２台となっております。

耕作に当たりましては、地理的条件等から見て効率的に行うことが可能で、それに伴う技術もあるものと思われます。取得後の利用計画につきましては、栗を作付するとし、資金計画につきましては自己資金としております。

以上から、買受適格者と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号 農地法第3条買受適格証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

議案第5号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第12、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○8番（長谷川愛子君） 番号1につきまして、調査の報告をいたします。

10月24日、指名調査委員と調査をいたしました。申請者は、電話にて確認をいたしております。申請地は、議案書に記載のとおりです。

場所は、佐白観音に面した一角となっております。この現場は、長きにわたり山林の状態が続いており、今回、非農地証明願を出されました。

現地を確認の上、やむを得ないと判断されます。そのほか関係書類も完備されておりますので、許可相当と判断されます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○1番（塙 博光君） 番号2につきまして、調査の結果を報告いたします。

10月21日、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。代理人とは都合が合わず、電話での確認となりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道50号線石井交差点の信号を宇都宮方面へ2キロメートルほど行った左側のところでした。非農地証明願が提出されており、現地を確認してきました。登記簿地目は畑で、面積は229平米です。現況は宅地で、経過年数59年がたっております。

笠間地区土地改良区からは、令和4年9月29日付で地区外除外申請書についての同意書が添付されております。その他関係書類につきましても完備されており、問題ないと見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号 非農地証明願については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定
について

○議長（永田良夫君） 日程第13、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、19ページからとなります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借権の設定で、相対による利用権の設定が4件となっております。権利関係は、使用貸借権設定が4件となっております。合計16筆、2万569平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書19ページから21ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号は原案どおり決定されました。

議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第14、議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第18条第 1 項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第18条第 1 項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、22ページからとなります。

今回の農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）につきましては、中間管理事業実施手続のため、公益社団法人茨城県農林振興公社が集積一括方式により中間管理権を設定し転貸するもので、利用権設定が 9 件となっております。

権利関係は、使用貸借権設定が 7 件、賃貸借権設定が 2 件となっております。合計24筆、6 万3,562平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書22ページから27ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第 7 号については、農業委員会等に関する法律第31条第 1 項の規定による議事参与の制限を受ける案件が 1 件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第 7 号、番号 4 について審議いたします。

審議が終了するまでの間、11番鶴田英樹委員、退場をお願いします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 7 分休憩

午後 2 時 1 7 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第 7 号、番号 4 について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号の番号4は、原案どおり決定されました。

それでは、11番鶴田英樹委員、入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時18分休憩

午後2時18分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第7号の1件を除く8件についてを審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第7号の1件を除く8件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第7号の1件を除く8件について、原案どおり決定されました。

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第15、議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、28ページからとなります。

農地中間管理事業による公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が2件となっております。権利関係は、賃貸借権の設定が2件となっております。合計6筆、2万7,727.05平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書28ページから29ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満

たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第8号は原案どおり決定されました。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和4年第10回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時21分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

15番 委 員

16番 委 員